

立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項各号に掲げる地域支援事業の開始による。

立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

立川市総合福祉センター条例（平成6年立川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第3条 福祉センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、前条各号に掲げる事業に係るものほか、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者、<u>同条第4項に規定する要支援者及び同法第115条の45第1項第1号に掲げる厚生労働省令で定める被保険者</u>（以下「要介護者等」という。）とする。</p> <p>2 ……略……</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第3条 福祉センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、前条各号に掲げる事業に係る者のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者<u>及び同条第4項に規定する要支援者</u>（以下「要介護者等」という。）とする。</p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。